

暮らしのお知らせ

転入・転出・転居・世帯主変更届

市民課または支所市民福祉課へ



市民課での手続きの様子

引越して住所などが変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きしてください。届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所を異動する人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出時に本人確認をしますので住民基本台帳カード(住基カード)、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください(外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってくる必要があります)。

住基カードを持っている人は、転入のときに転出証明書の添付が省略できる転入届の特例が受けられます。

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書(転入届の特例を受ける人は不要)・年金手帳(加入している人)・住基カード(持っている人)

転出届
成田市から市外へ移るときは、転出届を提出してください。転出証明書が発行されます。住基カードを持っている人は、転出証明書を持っていく人は、転出証明書

は発行されませんが、届け出は必要です。

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可能です。転出日、転出先、転出先での世帯主氏名、成田市での住所・世帯主氏名、転出する人全員の名、連絡先(昼間連絡が取れる電話番号)を書いて、返信用封筒(切手の貼ってあるもの)と本人を確認できる書類(住基カード・運転免許証・健康保険証などのコピー)を同封して市民課(〒286・8585 花崎町760)に郵送してください。転出証明書を送付します。

転居届
市内で住所を移したときは14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・年金手帳・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

世帯主が変わったときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証(加入している人)

毎週日曜日には、市民課で転入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行・申請の受け付けなどを行っています。ただし、海外からの転入届や他市区町村に確認の必要がある転入届など、受け付けできないものもありますので、あらかじめ問い合わせてください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。

市営水道・市営簡易水道・下水道各種手続きはジェネッツへ

市では、市営水道・市営簡易水道・下水道の料金・使用料に関する事務を(株)ジェネッツに委託しています。

使用開始・中止、名義変更・口座振替の申し込みは、次の「受け付け専用ダイヤル」で行ってください。ジェネッツのホームページや携帯電話サイトでも使用開始・中止の申し込みができます。引越



越しの際は早めに手続きをしてください。

受け付け専用ダイヤル||ジェネッツ成田営業所(☎22・88800)ホームページ||<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイト||<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>(下のQRコード)

ニュータウン地区で県営水道を使用している人の連絡先は、県水お客様センター(☎0570・001245)です。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。



市長日誌

2月16日～28日

16日	市民ユニカール大会 成田観光学「成田と團十郎、そのルーツ」 北総地区少年野球連盟創立30周年記念式典
17日	きものde成田 健康づくり講演会
18日	成田空港周辺地域共生財団評議員会
19日	成田空港成長戦略会議
20日	議会運営委員会 定例記者会見
22日	3月定例市議会開会(～3月21日) 全員協議会
23日	消費生活展 防災講演会 ボランティアのつどい
24日	成田伝統芸能祭り
27日	市議会一般質問(～3月4日) 総務委員会



市民ユニカール大会の始球式で(16日)

市営住宅

名木団地の入居者募集

市では、12月に実施した「市営住宅の入居者の募集」で、応募が定員に満たなかった名木団地の申し込みを再度行います。

今回は高齢者など、一定の条件を満たす人は単身で入居できることとし、次の通り入居者を募集します。

募集する市営住宅

- 団地名(住所)：名木団地(名木931)
- 募集戸数：1(木造平屋建て)
- 間取り：3K(6、6、4・5畳)
- 入居人数：1人以上
- 申込資格：次の要件を全て満たす人
- 住宅に困っている



今回募集する物件

- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯は21万4,000円以下)
- 続けて6カ月以上、市内に居住しているか勤務先がある
- 市税を滞納していない
- 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない
- 連帯保証人がいる
- 家賃・世帯の所得額で異なる申込書配布場所・建築住宅課市

役所5階)、下総・大栄支所
受付期間 3月21日(木)～27日(水)
(土・日曜日を除く)

受付場所 建築住宅課
※くわしくは同課 ☎20・1564へ。

防災行政無線

電話で確認できます

市では、災害が発生した場合の避難に関する情報などのほか、緊急を要する行政情報を防災行政無線で放送しています。放送が聞き取れなかったり、聞き逃したりした場合は、防災行政無線アレホンサービスを利用してください。

電話番号 ☎0120・383898

試験放送の時刻が変更

市では、防災行政無線が正常に

作動することを確認するために試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

夕方の放送(童謡「夕焼け小焼け」の時刻は、日没時間などを考慮して設定しています。4月1日(月)からは、放送の時刻を午後6時(3月31日(日)までは午後5時)に変更します。

※くわしくは危機管理課 ☎20・1523へ。

農業用施設の水路

子どもを遊ばせないで



農業用施設の水路などは、危険な場所があり、人身事故も発生しています。

特に休日や春休み期間は、子どもが水難事故が多発して大変危険です。

水路や水門、揚水機場、排水機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課 ☎20・1542へ。

中小企業金融円滑化法

3月31日で失効

中小企業金融円滑化法は、資金繰りに困っている中小企業の事業主や、住宅ローンの返済が困難になった人が、金融機関で貸し付け条件の変更を行いやすくするものです。この法律は3月31日(日)で失効になります。

ただし、4月以降も金融機関に対しては貸し付け条件の変更や円滑な資金供給に努めることが求められていますので、一律に条件の変更に応じなくなるものではありません。中小企業の経営支援体制の拡充も進められていますので、取引している金融機関や商工団体などに相談してください。

※くわしくは金融庁金融サービス利用者相談室 ☎0570・016811または ☎03・5251・6811 または 関東財務局千葉財務事務所理財課 ☎043・251・7214へ。

し尿のくみ取り

引越す前に連絡を

引越すなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合には、早めに環境衛生課へ連絡してください。

また、世帯主の名義が変更になった場合も連絡をお願いします。

料金の支払いは口座振替で

料金の支払いは便利な口座振替の利用をお勧めします。納入通知書・預金通帳・届出印を持って市内の金融機関または郵便局へ申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

高齢者雇用安定法の改正

働き続けられる環境の整備を目的として

高齢者が年金受給開始年齢まで働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者雇用安定法」が4月1日に改正されます。改正内容は次の通りです。

① 定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定する仕組みの

廃止

② 継続雇用先を自社だけでなく子会社などへ拡大

③ 義務に違反した企業名の公表

④ 事業主が制度を運用する際の指針の策定

※くわしくは成田公共職業安定所(☎27・8609)へ。

消防テレホンサービス

消防車の出勤先は専用の電話番号で



市では、火災や救助などの情報を「消防テレホンサービス」でお知らせしています。消防車の出勤先を知りたいときは次の電話番号で確認できます。

電話番号 24・3838

火災・救急・救助などの出勤要請専用の119番には掛けないで

ください。

※くわしくは消防本部通信指令課(☎20・1593)へ。

成田空港成長戦略会議

最終取りまとめが報告されました

市では、成田空港の成長・発展の基盤づくりを検討するため、有識者や地元関係者と共に成田空港成長戦略会議を開催してきました。この会議では、最近の市や成田空港を巡る状況を踏まえ、今後の成田の魅力向上や訪日外国人の増加を目指した取り組みの方向性について、最終取りまとめが報告されました。詳細は、空港地域振興課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/chishin/std0016.html>)に掲載されていますので、ご覧ください。

※くわしくは空港地域振興課(☎20・1520)へ。

環境保全率先実行計画

パブリックコメントの結果を公表

「広報なりた」12月15日号で意

見の募集を行った「第3次成田市環境保全率先実行計画(素案)」についてのパブリックコメントの結果を公表します。

意見提出者数(件数) 11人(1件)

寄せられた意見と市の考え方は企画政策課(市役所3階)、環境計画課(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支

所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三塚塚コミュニティセンター、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/pabkome.html>)で見ることができません。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	2月1日～25日	0.04～0.13	0.04～0.14	0.04～0.15
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)	2月1日～25日	0.05～0.11	0.05～0.11	0.05～0.13
保育園・幼稚園・認可外保育施設(35カ所)の砂場・ブランコなど	2月1日～25日	-	0.06～0.15	0.06～0.22
体育施設(42カ所)	2月1日～25日	0.04～0.15	0.04～0.15	0.04～0.16
公園(141カ所)	2月1日～26日	0.05～0.13	0.04～0.14	0.04～0.16
子どもの遊び場(44カ所)	2月1日～26日	0.07～0.15	0.06～0.16	0.06～0.17
市役所(花崎町)	2月25日	0.11	0.12	0.11
	3月4日	0.10	0.10	0.10
下総支所(猿山)	2月25日	0.11	0.12	0.13
	3月4日	0.11	0.12	0.12
大栄支所(松子)	2月25日	0.09	0.09	0.09
	3月4日	0.10	0.10	0.10
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	2月25日	0.10	0.12	0.12
	3月4日	0.10	0.11	0.12
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	2月25日	0.10	0.11	0.11
	3月4日	0.11	0.11	0.11

○国の目標値…0.23マイクロシーベルト/時

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。